

邑楽町告示第27号

平成30年第1回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月28日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日           平成30年3月6日
2. 場 所           邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（13名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
14番	小島幸典	議員			

○不応招議員（なし）

平成30年第1回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成30年3月6日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 議案第 1号 邑楽館林医療事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第 2号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 3号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 4号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 7号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8号 邑楽町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 9号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第11号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第12号 邑楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第13号 邑楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 第17 議案第14号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第15号 邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第16号 邑楽町工場立地法に基づく地域準則条例
- 第20 議案第17号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第18号 邑楽町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第19号 財産の取得について（中央公民館舞台照明備品）
- 第23 議案第20号 財産の取得について（中央公民館舞台大道具備品）
- 第24 議案第21号 財産の取得について（中央公民館舞台幕備品）
- 第25 議案第22号 財産の取得について（中央公民館舞台音響備品）
- 第26 議案第23号 財産の取得について（中央公民館什器備品）

- 第27 議案第24号 平成29年度邑楽町一般会計補正予算
- 第28 議案第25号 平成29年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第29 議案第26号 平成29年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第30 議案第27号 平成29年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第31 議案第28号 平成29年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第32 議案第29号 平成29年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算
- 第33 議案第30号 平成30年度邑楽町一般会計予算
- 第34 議案第31号 平成30年度邑楽町国民健康保険特別会計予算
- 第35 議案第32号 平成30年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 第36 議案第33号 平成30年度邑楽町介護保険特別会計予算
- 第37 議案第34号 平成30年度邑楽町下水道事業特別会計予算
- 第38 議案第35号 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計予算

○出席議員（13名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
14番	小島幸典	議員			

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大舩一	副町長
大竹喜代子	教育長
関口春彦	総務課長
横山淳一	企画課長
金井幸男	税務課長
阿部昌弘	住民課長
橋本圭司	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
小林隆	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
森戸栄一	商工振興課長
松崎嘉雄	都市建設課長
山崎健一郎	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田部井	春彦	事務局	長
石原	光浩	書	記

---

◎開会及び開議の宣告

○小島幸典議長 ただいまから平成30年第1回呂楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時06分 開議]

---

◎諸般の報告

○小島幸典議長 日程に入る前に、諸般の報告をします。

さきの定例会において議決いただきました「市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」につきましては、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣ほか関係大臣宛てに提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会において、本日まで受理した請願・陳情は、配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○小島幸典議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において半田晴議員、坂井孝次議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○小島幸典議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から16日までの11日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの11日間と決定しました。

---

◎日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○小島幸典議長 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員として法務大臣から委嘱されています4名の委員のうち、邑楽町大字鶉新田在住の関根史代氏が平成30年6月末日をもって任期満了となりますので、引き続き次期委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第4 議案第1号 邑楽館林医療事務組合の規約変更に関する協議について

○小島幸典議長 日程第4、議案第1号 邑楽館林医療事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕



○金子正一町長 議案第1号 邑楽館林医療事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽館林医療事務組合で共同処理する組合の事務所の所在する施設名称の一部を改めるため、組合規約の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更内容につきましては、現病院名の「館林厚生病院」に「公立」を附しまして、「公立館林厚生病院」とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第1号 邑楽館林医療事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第2号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第5、議案第2号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第2号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年度の人事院勧告及び群馬県人事委員会による勧告を参考に、本町職員の給与等について、所要の見直しを行うものであります。

改正の主な内容は、平成29年12月期の勤勉手当の支給率を100分の85から100分の95へと引き上げ、年間の期末勤勉手当支給率を100分の430から100分の440とするものであります。

また、平成30年4月からの各期の期末勤勉手当の支給割合を見直し、給料表の改正、高齢者層の給与減額・現給保障の廃止等を行うことといたしたい次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第2号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第3号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第6、議案第3号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第3号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の期末勤勉手当に準じまして、邑楽町議会の議員の12月期の期末手当100分の222.5を100分の10引き上げ、100分の232.5とし、年間の支給率を100分の430から100分の10引き上げて、100分の440といたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第3号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第4号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部  
を改正する条例

○小島幸典議長 日程第7、議案第4号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第4号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の期末勤勉手当に準じまして、邑楽町長、副町長、教育長の12月期の期末手当100分の222.5を100分の10引き上げ、100分の232.5とし、年間の支給率を100分の430から100分の10引き上げて、100分の440といたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第4号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第5号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第8、議案第5号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第5号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今日の町行財政の運営状況等を考慮し、町長にあっては給料の15%、副町長及び教育長にあっては給料の10%の減額を、平成30年4月1日から1年間にわたり実施しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第5号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第6号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第9、議案第6号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第6号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」が平成29年3月31日公布されたこと等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、平成30年4月1日から国民健康保険制度改革により、群馬県が財政運営の責任主体となって運営することに伴い、町の国民健康保険税を県の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとなることから、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額等の定義を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第6号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第7号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す

る条例

○小島幸典議長 日程第10、議案第7号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第7号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に、後期高齢者医療制度の加入時の住所地特例の見直しに関する条文が新設されることに伴い、本条例の条文整備を行う必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第7号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第8号 邑楽町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第11、議案第8号 邑楽町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第8号 邑楽町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、「おうらこども園」について、幼児期の学校教育を担ってきた幼稚園の機能と、養護・保育を主とした保育所の機能を一体化して、質の高い教育・保育の総合的な提供をする「幼保連携型認定こども園」として、県への設置認可届出を行い、1月9日に受理されたことにより、区分を表記するなどの必要が生じたので、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第8号 邑楽町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第9号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第12、議案第9号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第9号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に、後期高齢者医療制度の加入時の住所地特例の見直しに関する条文が新設されることに伴い、本条例の条文整備を行う必要が生じたので、

で、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第9号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第10号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第13、議案第10号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第10号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、都道府県が国民健康保険の運営に加わることに伴い、本条例の条文整備を行う必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。



これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第10号 呂楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第11号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第14、議案第11号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第11号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法に基づく第7期呂楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で推計した平成30年度から平成32年度までの3カ年の介護給付費及び地域支援事業費等の見込み額をもとに、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の改定を行いたく、ご提案申し上げる次第であります。

保険料の設定に際しましては、65歳以上の第1号被保険者の負担割合が22%から23%になること、また高齢者人口の増加に伴い、認定者の増加や介護サービス利用率の上昇により、介護給付費の増加が見込まれることなどを踏まえ、介護保険料の基準額を月額5,500円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第11号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小島幸典議長 起立多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第12号 邑楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第15、議案第12号 邑楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第12号 邑楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令」により、本条例について所要の改正が必要となりましたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第12号 邑楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第13号 呂楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営  
に関する基準を定める条例

○小島幸典議長 日程第16、議案第13号 呂楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
基準を定める条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第13号 呂楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め  
る条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年の介護保険法の改正において、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村  
に移譲され、平成30年4月1日から施行となるため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に  
関する基準を町条例で定める必要が生じたので、本条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる  
次第であります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、  
ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 議案第13号 呂楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基  
準を定める条例につきまして、補足説明を申し上げます。

この条例につきましては、全体で34条から成っております。

第1条は、条例の趣旨を定めたものでございます。

第2条は、定義を定めております。

第3条は、一般原則を、第4条は、暴力団の排除を定めております。

第5条では、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した生活を営むことができる  
ようにしなければならないという居宅介護支援の事業の基本方針を定めております。

第6条、第7条は、人員に関する基準を定めております。

第8条から第33条は、運営に関する基準となっております。

第34条では、基準該当居宅介護支援に関する基準を定めております。

なお、附則におきましては、施行期日を平成30年4月1日とすること、平成33年3月31日までの  
間、管理者の資格に関して経過措置を講ずることを規定してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第13号 邑楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第14号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第17、議案第14号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第14号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県においては、県の制度融資に係る借り換え要件の緩和や融資期間の延長等の返済負担軽減の特例措置については、平成30年3月末をもって廃止されます。

しかし、県と市町村で協調して実施している小口資金については、平成15年度から実施している売り上げ減少等の要件を満たす場合の借り換え制度について、平成30年度も実施していくことから、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部改正が行われたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第14号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第15号 邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第18、議案第15号 邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第15号 邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、シンボルタワーの入場者数増加と町民の方々の健康増進を目指して、階段での上りおりによるシンボルタワーを健康づくりに活用するため、スタンプカードを導入いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第15号 邑楽町シンボルタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第16号 呂楽町工場立地法に基づく地域準則条例

○小島幸典議長 日程第19、議案第16号 呂楽町工場立地法に基づく地域準則条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第16号 呂楽町工場立地法に基づく地域準則条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本町は、これまで工場の緑地にかかわる面積について、群馬県工場立地適正化条例を基準とした「緑化協定」を立地企業と締結してまいりました。しかし、この条例が平成24年に廃止となり、さらに工場立地法が改正され、平成29年4月からは町村に立地する工場に関する事務の権限が県知事から市町村長に移譲されたことから、国が定める準則にかえて、町村ごとに準則を定めることが可能となりました。これを受けて、町の地域準則を設けることにより、緑地と環境施設の面積率を緩和し、既存企業及び新たな進出企業の設備投資を促すことを目的といたしまして、本条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、商工振興課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 森戸商工振興課長。

〔森戸栄一商工振興課長登壇〕

○森戸栄一商工振興課長 議案第16号 呂楽町工場立地法に基づく地域準則条例につきまして、補足説明を申し上げます。

第1条は、工場立地法により規定された準則の範囲内において、町の準則を定めていくという趣旨を述べております。

第2条は、条例に使用する用語について定義しております。

第3条は、条例が規定する区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合について定めています。工業地域及び工業専用地域については、緑地面積は5%以上、環境施設面積は10%以上及び準工業地域については、緑地面積が10%以上、環境施設面積が15%以上とすることとすることを述べております。

第4条は、建築物の屋上や駐車場等の緑化施設等の緑化面積への算入割合について定めております。敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の50%まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるというものでございます。

第5条は、鞍掛工業団地のように、本町と隣接した地方公共団体の区域にわたる場合の当該地方公共団体の長との協議について述べております。

以上でございます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第16号 邑楽町工場立地法に基づく地域準則条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第20 議案第17号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第20、議案第17号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第17号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

「道路法施行令」の一部改正に伴い、道路占用料を国の占用料と整合した額にするため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第17号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議案第18号 邑楽町都市公園条例の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第21、議案第18号 邑楽町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第18号 邑楽町都市公園条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

「都市公園法施行令」の改正により、「都市公園全体の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合の上限」について、条例で定めることとされたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第18号 邑楽町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 議案第19号 財産の取得について（中央公民館舞台照明備品）

）

日程第26 議案第23号 財産の取得について（中央公民館什器備品）

○小島幸典議長 日程第22、議案第19号 財産の取得について（中央公民館舞台照明備品）から日程第26、議案第23号 財産の取得について（中央公民館什器備品）までの5案を関連がありますので、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいま一括上程されました議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号の財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

現在建設中である中央公民館の事業開始に向け、必要となる備品を取得いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議案第19号から議案第23号まで一括して補足説明を申し上げます。

最初に、議案第19号 財産の取得について（中央公民館舞台照明備品）の補足説明を申し上げます。

取得する財産は、次のとおりでございます。名称・種類・数量につきましては、舞台照明備品一式でございます。取得の目的は、中央公民館備品でございます。取得価格は5,346万円、契約の方法は、指名競争入札でございます。契約の相手方は、東京都台東区池之端2丁目7番17号、株式会社松村電機製作所東京支店、支店長、塚田暁でございます。購入する物品の概要につきましては、本年9月に開館を予定しております中央公民館のホールに備えます移動型調光器、照明器具、スタンド、接続用ケーブル等でございます。なお、納入期限は、平成30年7月31日となっております。

続きまして、議案第20号 財産の取得について（中央公民館舞台大道具備品）の補足説明を申し上げます。

取得する財産は、次のとおりでございます。名称・種類・数量につきましては、中央公民館舞台

大道具備品一式でございます。取得の目的は、中央公民館備品でございます。取得価格は2,090万8,000円、契約の方法は、指名競争入札でございます。契約の相手方は、東京都新宿区新宿4丁目3番17号、三精テクノロジー株式会社東京支店、東京支店長、小野忠司でございます。購入する物品の概要につきましては、本年9月に開館を予定しております中央公民館のホールに備える平台、開き足、箱足、演奏者用の譜面台及び椅子、演台、つり看板等でございます。納入期限は、平成30年7月31日となっております。

次に、議案第21号 財産の取得について（中央公民館舞台幕備品）の補足説明を申し上げます。

名称・種類・数量につきましては、中央公民館舞台幕備品一式でございます。取得の目的は、中央公民館の備品、取得価格は777万6,000円、契約の方法は、指名競争入札でございます。契約の相手方は、東京都新宿区新宿4丁目3番17号、三精テクノロジー株式会社東京支店、東京支店長、小野忠司でございます。購入する物品の概要につきましては、中央公民館のホールに備えますスクリーン、引き割りどんちょう、袖幕、東西幕及びそれらの収納箱等でございます。納入期限は、平成30年7月31日となっております。

次に、議案第22号 財産の取得について（中央公民館舞台音響備品）の補足説明を申し上げます。

名称・種類・数量につきましては、中央公民館舞台音響備品一式でございます。取得の目的は、中央公民館備品、取得価格は1,323万円、契約の方法は指名競争入札でございます。契約の相手方は、東京都中央区日本橋箱崎町41番12号、ヤマハサウンドシステム株式会社、代表取締役社長、宮脇精一でございます。購入する物品の概要につきましては、中央公民館のホールに備える録音再生機器、移動型スピーカー、マイクロフォン、ケーブル等でございます。納入期限は、平成30年7月31日となっております。

最後になりますが、議案第23号 財産の取得について（中央公民館什器備品）の補足説明を申し上げます。

名称・種類・数量につきましては、中央公民館什器備品一式でございます。取得の目的は、中央公民館備品、取得価格は3,445万2,000円、契約の方法は、指名競争入札でございます。契約の相手方は、群馬県前橋市江田町111番地の2、フジコー株式会社、代表取締役、根岸誠でございます。購入する物品の概要につきましては、中央公民館の諸室に備えますロッカー、事務机、収納棚、長机、椅子、クロスボードパネル、展示用ワイヤー等でございます。なお、納入期限は他の備品と同様、平成30年7月31日となっております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○小島幸典議長 これより5案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより議案第19号 財産の取得について（中央公民館舞台照明備品）の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第19号 財産の取得について（中央公民館舞台照明備品）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 財産の取得について（中央公民館舞台大道具備品）の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第20号 財産の取得について（中央公民館舞台大道具備品）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 財産の取得について（中央公民館舞台幕備品）の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第21号 財産の取得について（中央公民館舞台幕備品）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 財産の取得について（中央公民館舞台音響備品）の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第22号 財産の取得について（中央公民館舞台音響備品）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 財産の取得について（中央公民館什器備品）の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第23号 財産の取得について（中央公民館什器備品）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前11時07分 休憩〕

---

○小島幸典議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時20分 再開〕

---

◎日程第27 議案第24号 平成29年度邑楽町一般会計補正予算

○小島幸典議長 日程第27、議案第24号 平成29年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第24号 平成29年度邑楽町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,812万1,000円を追加し、予算の総額を90億5,083万4,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税3,267万4,000円、配当割交付金300万円、株式等譲渡所得割交付金400万

円、地方消費税交付金4,024万円、自動車取得税交付金2,800万円、地方交付税2,818万3,000円、使用料及び手数料261万9,000円、国庫支出金407万7,000円、県支出金110万9,000円、財産収入248万5,000円、寄附金116万3,000円及び諸収入808万6,000円の増額と地方譲与税221万円及び繰入金6,388万円等の減額であります。

歳出の主なものは、総務費2億3,026万3,000円、民生費291万1,000円及び商工費178万3,000円の増額と、議会費162万3,000円、衛生費2,599万円、農林水産業費476万2,000円、土木費1,893万8,000円、消防費985万1,000円及び教育費8,559万2,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 43ページになります。基金積立金の関係ですけれども、上のほうの段の公共施設等整備基金ということで1億8,840万円増額ということになっておりますが、この金額は今回の補正の歳出の中でも一番大きい数字ということになっていると思います。これは、たしか昨年だったと思うのですが、公共施設等総合管理計画、これを町のほうで策定をされました。この中で具体的にいろんな施設ありますけれども、どういった施設にやはりこの基金を充てていくということで考えていらっしゃるのか、その点についてまずお伺いをいたします。

○小島幸典議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

町としましては、昨年策定しました総合管理計画と、その後策定します個別計画等に基づきまして、計画的に現在の施設の改修等を行っていきたいというふうに考えております。具体的なものにつきましては、計画が策定してから、財産的な財源と緊急度を加味して決定していきたいと思っております。

今回につきましては、そのための財源としまして、基金という形で積んで、計画がスムーズに行えるよう積立金として積むものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 ということは、具体的なその個別の施設に対しての計画というのはまだ策定をされていないというような状況なのかなと、今の答弁を伺っていて思ったのですが、来年度予算を見ましても、基金からの取り崩しということで、この公共施設等整備基金、これは1億円ということで予算化されているようであります。

私が申し上げたいのは、もう既に約1年経過していて、例えばこれは例ですけれども、新中野にあります町立集会所、ここなんかもう第二次の耐震診断が終わって、その結果が出ていると。その中では修繕すべき箇所、そういったところももちろん出てきているけれども、それが果たしてし

っかりと地域の人たちにとってみれば修繕されるかどうかということも非常にこれは不安材料の一つであるというふうに思います。ですから、できる限りやはりこれは早急のうちに、その個別の具体化した管理計画をつくっていただいて、そしてどこの施設にどれだけの予算を充てるのか、しっかりその辺は明確にあらわす必要が私はあると思っていますのですけれども、それに対しての町長の見解はどうでしょうか。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 まさに今、議員のほうからご指摘がありましたとおり、やはり計画的に行っていく、その結果、公共施設が長寿命化を図っていくということにつながりますので、十分早期のうちに、早いうちにそういった計画、今、総務課のほうでも指示してありますので、進めていきたいと思えます。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 早期のうちにとっても、いろいろな捉え方があると思います。具体的にはいつごろまでにそれを策定しようと、町長、どういった方向でいらっしゃるのでしょうか。

○小島幸典議長 金子町長。

○金子正一町長 現段階では平成30年度中には完成をさせたいと、そのように思っております。

○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 まとめます。

平成30年度といいますと、これから始まるわけですから、1年間あるわけですね。そうすると執行するのが平成31年度から。非常にこれは時間的にやはり私はおくれてしまうのではないかという部分があると思います。やはりもう少しもう管理計画をつくって既に1年経過していて、ここからまた1年かけて、1年経過したところから1年またかけて、それを策定して、何年かかるかわからないですよ、それでは。やはりもっとスピーディーにその公共施設の管理というのは、ある程度もうきっちりとその計画を立てていかないと、これからまだ老朽化してくる施設もあるでしょうし、そのあり方そのものを考えなくてはならないものもありますし、それはやはり早急にもう少し早い時間でやっていただきたいと思えます。これは、要望になりますが、終わります。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第24号 平成29年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第28 議案第25号 平成29年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○小島幸典議長 日程第28、議案第25号 平成29年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第25号 平成29年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,999万1,000円を減額し、予算の総額を37億2,022万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金及び諸収入を増額し、国民健康保険税、前期高齢者交付金、県支出金及び繰入金を減額するものであります。

歳出については、保険給付費及び保健事業費を増額し、総務費及び共同事業拠出金を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第25号 平成29年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第29 議案第26号 平成29年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正  
予算

○小島幸典議長 日程第29、議案第26号 平成29年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題  
とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第26号 平成29年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につい  
て、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ784万1,000円を増額し、予算の総  
額を2億8,497万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料及び諸収入を増額し、繰入金を減額するものであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額し、総務費を減額するもの  
であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第26号 平成29年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第30 議案第27号 平成29年度邑楽町介護保険特別会計補正予算



○小島幸典議長 日程第30、議案第27号 平成29年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第27号 平成29年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万6,000円を増額し、予算の総額を20億5,115万2,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金を増額であり、歳出については総務費及び予備費を増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第27号 平成29年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第31 議案第28号 平成29年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○小島幸典議長 日程第31、議案第28号 平成29年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第28号 平成29年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,031万4,000円を減額し、予算の総額を2億3,002万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金及び諸収入を増額し、繰入金及び町債を減額するものであり、歳出については、下水道費及び公債費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第28号 平成29年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第32 議案第29号 平成29年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○小島幸典議長 日程第32、議案第29号 平成29年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第29号 平成29年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万円を減額し、予算の総額を2億4,013万6,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金及び諸収入の増額と学校給食事業収入の減額であり、歳出については、学校給食センター費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第29号 平成29年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第33 議案第30号 平成30年度邑楽町一般会計予算

）

日程第38 議案第35号 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計予算

○小島幸典議長 日程第33、議案第30号 平成30年度邑楽町一般会計予算から日程第38、議案第35号 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計予算までを一括議題とします。

町長から施政方針並びに提案説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいま一括上程されました平成30年度邑楽町一般会計予算をはじめ各特別会計予算について、その大綱についてのご説明を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

平成30年度予算の概要でありますけれども、平成30年1月22日に閣議決定された「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によりますと、我が国経済は、経済対策等の推進により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環がさらに進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれております。これらの結果、平成30年度の国内総生産の実質成長率は1.8%程度、名目成長率は2.5%程度と見込まれております。

一方、総務省が平成29年末に発表した平成30年度地方財政対策の概要では、地方税と地方譲与税及び地方特例交付金は前年度比で増額を見込んでおりますが、地方交付税は減額を見込んでおります。

以上のような状況である中、平成30年度予算における本町の方針として、次の3点に留意しながら

ら編成に当たりました。

第1に、町制施行50周年を迎える記念すべき年を、記念式典をはじめ、さまざまなイベントを企画し、誇りと愛町心を育み、さらなる町の発展につなげること。

第2に、中央公民館の完成と開館記念事業等を通じ、文化芸術活動の推進を図ること。

第3に、町民の福祉と教育を守り、景気浮揚に貢献するため、厳しい財政状況に配慮しつつも、可能な限り積極的な施策を盛り込むこと。

こうした方針に基づいて、次の事業を主要事業と位置づけます。

町制施行50周年記念式典事業及び町制施行50周年記念事業、中央公民館建設事業及び中央公民館開館記念事業、邑楽中学校屋内運動場床改修事業、子どものための教育・保育給付事業、子ども・子育て支援事業、健康マイレージ事業、これらをはじめとして、全ての事務事業を実施するために調製いたしました平成30年度予算の詳細は、お手元の予算書のとおりであります。予算規模は、一般会計で83億4,300万円、平成29年度に比べ4,800万円、0.6%の増額といたしました。

初めに、一般会計歳入予算について、主要なものを平成29年度との比較で申し上げますと、町民税や軽自動車税の増収が見込まれる一方、固定資産税、町たばこ税、都市計画税の減収が見込まれることなどから、平成30年度の町税収入見込み額は34億6,300万6,000円で、前年度比500万円の減といたしました。

国による地方財源の保障制度である地方交付税は、決算額をもとに推計し、平成29年度を上回る10億3,500万円を見込みました。

繰入金については、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金のほか、社会教育施設建設基金等から合わせて9億5,770万円の繰り入れを計上いたしました。平成29年度と比較して2億8,789万9,000円の増であります。地方交付税、県支出金等が増加しておりますが、町税及び国庫支出金等が減少する中で、財源確保の観点から、平成29年度に引き続き財政調整基金繰入金を計上いたしました。

町債は、今後の財政負担を考慮して極力抑え、平成29年度と比較して1億7,400万円、23.2%減の5億7,640万円ではありますが、そのうちの7割以上は、実質的な交付税と言える臨時財政対策債が占めております。

次に、一般会計歳出予算について、主要なものをご説明申し上げます。

総務費では、町制施行50周年記念式典事業に335万4,000円、町制施行50周年記念事業に206万5,000円計上いたしました。

民生費では、介護給付・訓練等給付事業に3億4,315万7,000円、おうらこども園管理運営事業に8,312万円、子ども・子育て支援事業に7,060万1,000円、障害児通所支援給付事業に7,279万4,000円を計上いたしました。

衛生費では、保険基盤安定制度繰出金に1億3,691万8,000円、浄化槽整備事業に3,355万7,000円、

一般廃棄物処理一部事務組合負担金に2億9,873万6,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、小規模農村整備事業に4,527万円、農畜産物処理加工施設事業に450万4,000円を計上いたしました。

土木費では、町道整備国庫補助事業に1億2,000万円、鶉土地区画整理事業に1億5,410万1,000円、公共下水道推進事業に1億6,995万9,000円を計上いたしました。

消防費では、消防施設事業に4,259万2,000円、常備消防事業に3億7,343万9,000円、非常備消防事業に2,762万7,000円、災害対策事業に1,370万5,000円を計上いたしました。

教育費では、小中学校臨時補助教員等配置事業に6,561万6,000円、最終年度となる中央公民館建設事業に4億6,758万5,000円、邑楽中学校屋内運動場床改修事業に4,564万8,000円を計上いたしました。

公債費では、長期債元金に7億1,019万6,000円、長期債利子に4,446万8,000円を計上いたしました。

予算規模についてご説明申し上げます。

平成30年度の予算規模については、一般会計は先ほど申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額が83億4,300万円、平成29年度に比べ4,800万円、0.6%の増額であります。

特別会計については、全会計合計で60億2,880万6,000円、前年度比3.8%減といたしました。それぞれの会計の予算総額と前年度比は、国民健康保険特別会計は32億7,935万6,000円で9.1%減、後期高齢者医療特別会計は2億8,236万5,000円で20.4%増、介護保険特別会計は19億4,777万円で0.7%増、下水道事業特別会計は2億8,153万3,000円で14.9%増、学校給食事業特別会計は2億3,778万2,000円で1.3%減となりました。

以上、平成30年度の予算の大綱についてご説明申し上げます。

景気動向は民需を中心に徐々に回復の動きが広がっているとされておりますが、まだまだ景気回復を実感することは難しい状況であります。国の国債依存度は限界を超えたとされている状況において、地方への財政措置がこれまでのように確保される保証はないと言わざるを得ません。

今後も人口減少に歯どめをかけるとともに、少子高齢化社会を乗り切るために行政サービスの取捨選択を図る論議を進めていかなければならないことも事実であります。予算の執行に当たり、事務事業の見直しや合理化をより一層推進するとともに、事務執行に当たる職員の資質の向上を図ってまいります。そして、町民の皆様とともに、大いに意見交換を行いながら、新たな時代に即応した行政のあり方を模索しつつ、行政の執行に当たってまいります。

町民の皆様と議会各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます、平成30年度予算の提案理由といたします。

なお、詳細につきましては、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 暫時休憩とします。

〔午前 11時53分 休憩〕

---

○小島幸典議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時00分 再開〕

---

○小島幸典議長 各担当課長から補足説明を求めます。

金井税務課長。

○金井幸男税務課長 町税の収入見込みにつきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の17ページ、18ページをお願いいたします。上段の1款町税、1項町民税、1目個人町民税につきましては、特別徴収一斉指定の影響や平成29年度の課税実績等を考慮し、12億528万円の収入見込み額を推計いたしました。

2目法人町民税につきましては、昨今の景気動向等を考慮し、前年度比17.2%増の2億460万円の収入見込み額を推計いたしました。

中段の2項固定資産税につきましては、平成30年度が3年に1度の評価替えの基準年度となっております。1目固定資産税のうち土地に係る部分については、平成29年中の地目変更や地価動向等を考慮し、収入見込み額を推計いたしました。家屋については、在来分家屋を評価替えにより見直したものに、平成29年中の新增築家屋等を考慮し、収入見込み額を推計いたしました。償却資産については、企業からの申告に基づき課税をしております。企業業績が好調により、新規設備投資の増加が見込まれること等を考慮し、収入見込み額を推計いたしました。固定資産税全体では、前年度比1.7%減の16億9,355万5,000円の収入見込み額といたしました。

下段の3項軽自動車税については、四輪乗用自家用車における重課税率適用車両の増加等を考慮し、前年度比4.4%増の7,675万円の収入見込み額を推計いたしました。

19ページ、20ページをお願いいたします。中段の4項町たばこ税については、成年人口の減少や健康意識の高まりによる消費動向等を考慮し、前年度比4.4%減の1億8,000万1,000円の収入見込み額を推計いたしました。

次の段、5項都市計画税については、固定資産税と同様に収入見込み額を推計いたしました。

1項から5項までの町税全体で、平成29年度と同水準の34億6,300万6,000円の収入見込み額となりました。

以上でございます。

○小島幸典議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 税以外の歳入について補足説明を申し上げます。

同じく19ページ、20ページの一番下の表、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮

発油譲与税では4,044万円計上いたしました。昨年の実績等を踏まえ、前年度に比べ59万円の増額でございます。

続いて、次の21、22ページをお願いいたします。上の表、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税では1億300万円計上いたしました。昨年の実績等を踏まえ、前年度に比べ121万円減額でございます。国が徴収しました税の一定割合を道路の延長等によって市町村に配分されるものでございます。

一番下の表、6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金では4億5,800万円計上いたしました。昨年の実績等を踏まえ、前年度に比べ3,824万円増額いたしました。

続いて、23、24ページをお願いいたします。中ほどの表、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税では、前年度に比べ1億1,318万3,000円増額の10億3,500万円を計上いたしました。

続きまして、次のページ、25、26ページをお願いいたします。上の表、11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金では、前年度に比べ136万円増の6,504万2,000円を計上いたしました。こども園等の利用者負担金の増によるものでございます。

次のページ、27、28ページをお願いいたします。表の下の欄、12款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料では96万4,000円減の1,015万8,000円を計上いたしました。こども園による幼稚園使用料の減によるものです。

続きまして、飛びまして、31、32ページをお願いいたします。中ほどの表、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、前年度に比べ5,957万4,000円増額の5億4,199万4,000円を計上いたしました。2節障害福祉費負担金等の増額によるものです。

この下の表、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金では3億8,701万4,000円減額の1億5,650万8,000円を計上いたしました。これは、2節都市計画費補助金の説明欄、社会資本整備総合交付金等の減額によるものです。

続きまして、33、34ページをお願いいたします。上の表、2目民生費国庫補助金では、前年度に比べ965万4,000円増額の4,287万6,000円を計上いたしました。2節児童福祉費補助金の説明欄、子ども・子育て支援整備交付金国庫補助金の増によるものです。

続きまして、ページが少し飛びまして、43ページ、44ページをお願いいたします。下の表、17款繰入金、2項基金繰入金でございます。今年度の繰り入れ総額は、6つの基金から9億5,769万9,000円を計上しております。前年度に比べ2億8,789万9,000円の増額でございます。

続きまして、53、54ページをお願いいたします。下の表、20款町債、1項町債、1目土木債では、道路関係の町債で1,620万円減額の8,020万円、2目臨時財政対策債では700万円減額の4億2,500万円、3目教育債では1億8,000万円減額の4,200万円、4目農林水産業債では2,920万円、町債の合計は5億7,640万円で、前年度に比べ1億7,400万円減額を予定いたしました。

次に、歳出に移ります。57、58ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目

一般管理費では3億1,724万3,000円を計上いたしました。前年度に比べ266万円の減額でございます。

以上です。

○小島幸典議長 横山企画課長。

○横山淳一企画課長 続きまして、2目広報広聴費につきまして、補足説明を申し上げます。

61、62ページをお願いいたします。広報広聴費につきましては、広報紙やくらしのカレンダーなど広報物の発行に要する経費、情報通信技術の高度化に伴うセキュリティー対策の強化など情報関連事業の経費を計上させていただいております。

白丸、広報広聴事業といたしまして、本年度予算額1億570万7,000円を計上させていただきました。前年度と比較いたしますと、1,561万5,000円の増額でございます。増額の主なものにつきましては、広報物発行事業におきまして、町制施行50周年記念冊子の作成によるものでございます。

次のページ、64ページをお願いいたします。情報関連事業におきまして、情報発信サービス委託料といたしまして、町ホームページ及びお知らせメールシステムのリニューアル、役場庁舎内及び施設間の情報系ネットワーク機器の構築に係る委託料でございます。その他の事業につきましては、ほぼ前年度並みを計上させていただきました。

広報広聴費につきましては、以上でございます。

○小島幸典議長 山崎会計課長。

○山崎健一郎会計管理者兼会計課長 続きまして、同じく63、64ページの一番下段になります。2款総務費、1項総務管理費、3目会計管理費につきまして、補足説明を申し上げます。

本年度会計事務における一般経費として予算額21万5,000円を計上させていただきました。前年度と比較いたしますと3万3,000円の増額でございます。

恐れ入りますが、65、66ページをお願いいたします。先ほどの増額分ですが、説明欄、上から10段目の備品購入費3万3,000円、小切手作成用チェックライター購入費でございます。

会計管理費歳出は以上でございます。

○小島幸典議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 続きまして、同じページ、65、66ページ、4目財産管理費では3,949万2,000円を計上いたしました。庁舎等の財産管理に要する費用等を計上いたしました。前年度に比べ976万円の増額でございます。

続きまして、69、70ページをお願いいたします。上の表、5目財政調整基金費では19万8,000円を計上いたしました。財政調整基金の利子分の積立金でございます。

以上です。

○小島幸典議長 横山企画課長。

○横山淳一企画課長 同じく69、70ページでございますが、6目企画費につきまして、補足説明を申



上げます。

本年度予算額3,336万6,000円、前年度と比較をいたしまして1,040万7,000円の増を予定させていただきました。この目企画費におきましては、まちづくり事業といたしまして、周辺市町との広域行政に関連する協議会などの負担金や地域づくりに資する事業に対する補助金を交付いたします地域づくり推進事業、そして広域公共バス整備事業といたしまして、その運行に係る経費を計上させていただきます。

70ページ、説明の欄、下から2つ目の白丸、広域公共バス整備事業、広域公共路線バス運行経費負担金におきまして、町南部を運行しております館林邑楽千代田線の役場乗り入れ等による路線変更等に伴い、前年度比333万円の増額を計上させていただきました。

続きまして、同ページ、一番下の白丸、町制施行50周年式典事業、次のページ、72ページの白丸、町制施行50周年記念事業につきましては、邑楽町は昭和43年4月の町制施行以来、本年、平成30年が節目の50周年を迎えますことから、町制施行50周年事業に関する経費を予定させていただきました。式典事業といたしまして335万4,000円、記念事業の経費といたしまして206万5,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○小島幸典議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 続きまして、同ページ、71、72ページ、7目公平委員会費です。前年度同額の5万7,000円を計上いたしました。公平委員の委員報酬等でございます。

その下の枠、8目自治振興費では3,019万6,000円計上いたしました。行政区の区長及びその他の役員の報酬、そして行政区の運営に関する費用でございます。

以上です。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

○橋本圭司安全安心課長 同じく71、72ページの下段になります。9目交通対策費でございますが、1,274万5,000円を計上いたしました。前年度比76万5,000円の増でございます。交通安全活動の推進及び交通安全施設の整備のための事業を行ってまいります。増額の主な理由は、交通安全施設整備事業の工事費の増によるものでございます。

73、74ページをお願いいたします。中段になります。10目防犯費でございますが、812万1,000円を計上いたしました。前年度比47万5,000円の増でございます。増額の主な理由は、防犯カメラ設置工事によるものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 阿部住民課長。

○阿部昌弘住民課長 同じく73、74ページ、11目住民相談費でございます。前年度と比較しまして27万6,000円の増額、107万7,000円を計上させていただきました。毎月行われる法律相談などの相談事

業でございます。増額の主なものといたしましては、昨年10月から開始しました女性のための法律相談負担金でございます。

次の75、76ページをお願いいたします。12目諸費ですが、説明欄の自衛官募集事業につきまして、前年度同額の2万5,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○小島幸典議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 続きまして、同じ表の諸費のうち、説明欄、2つ目の白丸、一般経費では、顧問弁護士謝礼として、前年度同額の60万円を計上いたしました。

以上でございます。

○小島幸典議長 金井税務課長。

○金井幸男税務課長 続きまして、同ページの下段、2項徴税費、1目税務総務費でございますが、前年度と比較いたしまして369万8,000円増の1億3,784万8,000円を計上させていただきました。職員人件費、一般経費でございます。

次の2目賦課徴収費につきましては、徴税の賦課徴収に係る経費といたしまして5,369万3,000円を計上させていただきました。このページから80ページ上段までが説明内容となっております。前年度と比較しまして658万3,000円の減額でございます。減額の主な内容は、前年度賦課徴収費に計上しておりました土地家屋異動修正等委託料のうち、平成30年度の固定資産評価替えに伴います地目判読作業等が終了したことによるものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 阿部住民課長。

○阿部昌弘住民課長 同じく、79、80ページをお願いいたします。3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。前年度と比較しまして112万8,000円の増額、6,857万3,000円を計上させていただきました。増額の主なものといたしましては、職員人件費で、組み替えによるものでございます。この目につきましては、このほか窓口事務事業、一般旅券発給事務事業、人口動態事務事業や住民基本台帳ネットワーク事業、戸籍管理事業などの予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○小島幸典議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 同ページ、81、82ページをお願いいたします。下の表、4項選挙費、1目選挙管理委員会費では87万円を、2目選挙啓発費では7万6,000円を計上いたしました。その下の枠、3目県議会議員選挙費では、平成31年4月に予定されています群馬県議会議員選挙の準備経費として498万円を計上いたしました。

以上です。

○小島幸典議長 森戸商工振興課長。

○森戸栄一商工振興課長 続きまして、83ページ、84ページをお願いいたします。2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査費でございます。前年度と比較しまして60万1,000円の増額の154万6,000円を計上させていただきました。増額の主な理由は、右側、84ページ、説明欄の3番目の丸印、定期統計調査事業の住宅・土地統計調査の実施によるものでございます。

以上です。

○小島幸典議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 それでは、続きまして、85、86ページをお願いいたします。上段の表、6項監査委員費、1目監査委員費では、前年度同額の45万円を計上いたしました。委員の報酬等でございます。

以上です。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 85ページ、86ページの続きになります。3款民生費でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、前年度に比べ392万2,000円増額の6,775万6,000円を予定させていただきました。増額している主な要因は、職員人件費と説明欄の丸印、一番下、民生委員児童委員活動事業となっております。その他の各種事業の予算につきましては、前年度とほぼ同様に計上させていただきました。

続きまして、87ページ、88ページ中段からの2目老人福祉費になります。こちらは前年度比85万6,000円減額の3億6,736万1,000円予定させていただきました。まず、老人保護措置事業につきましては、養護老人ホームへの入所措置委託料等を計上しておりますが、対象人員の減に伴い、前年度よりも減額しております。

右側の説明欄の2つ目の丸印、米寿・金婚式典事業、次のひとり暮らし老人福祉事業、その下、高齢者生きがい事業、次のページになりますが、老人クラブ活動補助事業につきましては、ほぼ前年度同様に計上させていただきました。右側の説明欄の一番下の丸でございますが、介護保険特別会計への繰出金を2億9,754万円計上させていただいております。介護給付費の増、地域支援事業繰出金等の増に伴い、前年度比136万4,000円の増額計上とさせていただいております。

また、次のページ、1つ目の丸、介護予防支援事業につきましては、利用者の増を見込み増額させていただいております。2つ目の認知症高齢者対策事業につきましても、認知症高齢者の増を見込み増額させていただいております。

以上でございます。

○小島幸典議長 阿部住民課長。

○阿部昌弘住民課長 同じく91、92ページでございます。3目福祉医療費でございますが、前年度と比較いたしまして19万7,000円の減額の2億2,105万6,000円を計上させていただきました。支給実績等を考慮し、予定したものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 同じページの4目障害福祉費でございます。これは、96ページの上段まで続きますが、前年度比1億3,449万9,000円増額の4億9,985万2,000円を予定させていただきました。この目の主なものでは、福祉タクシー使用料補助事業、障害者在宅福祉事業、次のページになりますが、巡回支援専門員整備事業、補装具費支給事業、腎臓機能障害者通院費補助、それから身体障害者・障害児への扶助事業、介護給付・訓練等給付事業、サービス利用計画作成事業、療養介護医療サービス事業、自立支援医療事業、障害児通所支援給付事業、地域生活支援事業、また次のページになりますが、障害程度区分認定等事務事業に要する経費を計上させていただいております。特にこの中では、94ページ、上から8個目の丸になるのですけれども、介護給付・訓練等給付事業で実績値からサービス利用対象者の増を見込みまして1億167万6,000円前年度よりも増額させていただきました。そのほか障害児の通所支援給付事業も増額させていただいております。

以上でございます。

○小島幸典議長 阿部住民課長。

○阿部昌弘住民課長 続きまして、95、96ページをお願いいたします。中段の5目人権対策費でございます。前年度と比較いたしまして20万3,000円の増額の119万2,000円を計上させていただきました。人権啓発推進事業に要する経費でございます。

その下、6目後期高齢者医療費でございますが、前年度と比較いたしまして1,981万円の増額の2億6,721万6,000円を計上させていただきました。一般会計で予算措置をします群馬県後期高齢者医療広域連合への療養給付費の負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。主な増額は、医療費給付費負担金の概算請求による増額でございます。

以上です。

○小島幸典議長 久保田子ども支援課長。

○久保田 裕子ども支援課長 引き続き95、96ページをごらんください。下段の3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。前年度に比べまして3,752万円増の7億4,373万7,000円を計上させていただきました。増額の主なものは、説明欄丸印、職員人件費でございます。439万円増の5,111万6,000円を計上させていただきました。

続きまして、97、98ページをごらんください。説明欄1つ目の丸印の児童手当支給事業については1,398万5,000円減の4億269万円を計上させていただきました。こちらは国・県の補助事業でございます。支給対象延べ人数減を見込み、減額を計上させていただきました。

次に、4つ目の丸印の学童保育所対策事業については、110万円増額の380万円を計上させていただきました。こちらは、学童保育所の支援拡充を見込み、保育料の多子軽減分である放課後児童対策事業補助金の増額を計上させていただきました。

次に、下から2つ目の丸印の子どものための教育・保育給付事業につきましては、300万円増の1億7,560万円を計上させていただきました。こちらは、国・県の補助事業でございます。町内外の私立保育園や町外の幼稚園、こども園に対する給付事業で、利用者増を見込み計上させていただきました。

続きまして、99、100ページをごらんください。説明欄2つ目の丸印の子ども・子育て支援事業につきましては、3,187万3,000円増の7,060万1,000円を計上させていただきました。こちらは、国と県の補助事業でございます。子ども・子育て支援事業費補助金は、放課後児童対策事業、町外私立幼稚園で実施しております一時預かり事業、風の子保育園での延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業及び利用者支援事業など子育て支援に対する補助金でございます。また、子ども・子育て支援整備補助金は、学童保育所の支援単位の増加を見込み、本年度において1,923万円を計上させていただきました。

その次の丸印、ファミリー・サポート・センター運営事業は132万2,000円増の259万5,000円を計上させていただきました。こちらは、まかせて会員やおねがい会員などによる会員相互援助活動として、子供の預かりや送迎など、有償による地域での子育て支援をしていくものでございます。まかせて会員の研修講師の報償費や会員の補償保険料、臨時職員賃金などを計上させていただきました。

その次の丸印の子育て支援センター運営事業は、589万円を計上させていただきました。こちらは、現在中野幼稚園内で事業を実施しておりますが、予算を中野幼稚園管理運営事業から移行したものでございます。

以上の1目児童福祉総務費では、そのほか児童手当事務事業、母子家庭等支援育成事業、要保護児童対策事業、病児・病後児保育事業、出産祝金事業、保育充実促進事業、認可外保育施設保育料補助事業などを計上させていただきました。

続きまして、101、102ページをごらんください。中ほど2目保育所費でございます。前年度比6,792万4,000円減額の2億4,192万円を計上させていただきました。減額の主なものは、北保育園園がおうらこども園となりますので、以前の北保育園管理運営事業分は、後の4目こども園費へ移行となりました。それによりまして、説明欄丸印の職員人件費は2,478万円減額の1億660万3,000円を計上させていただきました。

次の丸印の保育園施設整備事業につきましては、改修工事としまして、園の門扉の改修工事100万8,000円を計上させていただきました。

次の丸印の保育園管理運営事業につきましては、説明欄が108ページ中ごろまで及びますが、4,415万2,000円減額の1億3,430万9,000円を計上させていただきました。保育園が中央保育園と南保育園の2園となりました関係上、減額による計上をさせていただきました。

続きまして、飛びますが、107、108ページをごらんください。3目児童館費でございます。前年

度比332万3,000円増の4,003万5,000円を計上させていただきました。主に児童館運営事業といたしまして、北児童館、中央児童館、東児童館、南児童館の4館の経費等でございます。増額の主なものは、111ページ、112ページをごらんください。説明欄のぼつ印の東児童館管理運営事業で316万9,000円増の1,195万4,000円を計上させていただきました。臨時職員賃金の増額と児童館駐車場改修工事による増額を計上させていただきました。

続きまして、同ページ下段になります4目こども園費でございます。こちらは、平成30年度開園の北保育園と高島幼稚園を一体としたおうらこども園の予算で1億3,517万円を計上させていただきました。説明欄丸印の職員人件費は5,198万8,000円を計上させていただきました。

次のページ、113、114ページをごらんください。説明欄丸印のおうらこども園管理運営事業につきましては、8,312万円を計上させていただきました。説明欄では116ページまでに及びますが、北保育園と高島幼稚園を一体とした園でございますので、今までの北保育園と高島幼稚園の管理運営事業を合わせた予算となっております。園児数の増加などの見込みにより、給食の賄材料費などが増額となっております。

以上でございます。

○小島幸典議長 阿部住民課長。

○阿部昌弘住民課長 続きまして、117、118ページをお願いいたします。上段です。3項国民年金費、1目国民年金事務取扱費でございます。職員人件費及び基礎年金事務事業でございます。前年度と比較いたしまして、114万5,000円の増額の768万3,000円を計上させていただきました。増額の主なものといたしましては、年金システムの改修委託料によるものでございます。

以上です。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 同じページ、117ページ、118ページの中段、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。こちらに関しましては、1目全体では前年度比1,451万円増額の4億3,243万円を計上させていただきました。

118ページの説明欄2番目の丸印になりますが、保健センター一般経費につきまして、こちらが421万7,000円増の481万2,000円の計上をさせていただいております。臨時職員の賃金の計上となっております。

次に、120ページをお願いいたします。2つ目の丸になりますが、医療対策事業につきましては、前年度比153万3,000円増額の1億392万2,000円を計上させていただきました。邑楽館林医療事務組合負担金で、一般会計分、それから企業会計の資本的収支分、収益的収支分の邑楽町の負担金でございます。また、救急医療対策事業といたしまして、新たに地域周産期母子医療センター運営費補助金50万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○小島幸典議長 阿部住民課長。

○阿部昌弘住民課長 同じく120ページの説明欄、次の白丸でございます。国民健康保険特別会計繰出金につきましては、前年度と比較しまして88万9,000円減額の2億280万9,000円を計上させていただきました。保険基盤安定制度繰出金から財政安定化支援事業繰出金までの繰出金で、法令及び国の予算編成留意事項に基づいて繰り出しをするものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 同じページの2目予防費でございます。前年度比194万8,000円増額の1億2,925万3,000円を予定させていただきました。この目では、124ページ中段までの予防接種事業、結核予防推進事業、健康増進事業等に要する経費を計上させていただいております。予防接種事業におきましては、予防接種法に基づき行う各種予防接種の委託料等を見込んでおります。実績等を精査し、前年度比158万4,000円の減額計上でございます。

次のページ、説明欄の2つ目の丸印の健康増進事業におきましては、自殺予防対策計画策定の懇談会委員報酬・業務委託料を計上させていただいております。

124ページの説明欄1つ目の丸印、健康マイレージ事業につきましては、健康づくりに取り組んだ人へのポイント付与を行うことによって特定健診や各種がん検診の受診率向上、医療費抑制効果を狙い、新規事業として計上させていただきました。その下の丸印、骨髄移植ドナー助成事業につきましては、平成29年度10月からの開始ではありますが、引き続き計上させていただきました。

123ページ、下の段、3目母子衛生費、こちらにつきましては、前年度比123万8,000円増額の2,329万1,000円を計上させていただきました。母性保健事業として、妊婦健診事業、それから特定不妊治療費助成事業等を行っております。こちらにつきましては、例年の事業となります。

次のページの一番下の丸印の母子保健支援事業ですけれども、こちらにつきましては、出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安を軽減するために、助産師による心身のケアや休養等の支援を行うための産後ケア事業を引き続き計上させていただきました。

その下になります。4目保健センター費につきましては、保健センターの管理運営に要する経費を392万5,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

○橋本圭司安全安心課長 127、128ページの中段になります。5目環境衛生費でございますが、3,885万9,000円を計上いたしました。前年度比380万円の増でございます。主な事業は、生活環境委員活動事業並びに狂犬病予防関連事業、浄化槽整備事業でございます。

129、130ページをお願いいたします。増額の主な理由は、説明欄3行目、浄化槽設置整備事業補助金の増によるものでございます。

続きまして、6目公害対策費でございますが、463万3,000円を計上いたしました。前年度比15万7,000円の増でございます。河川や工場排水等の水質検査及び太陽光発電設置補助事業を実施してまいります。なお、騒音計の買い替えを予定しております。

以上でございます。

○小島幸典議長 阿部住民課長。

○阿部昌弘住民課長 次の7目でございます。後期高齢者健康診査等事業費につきまして、前年度と比較しまして286万9,000円増額の1,430万9,000円を計上させていただきました。75歳以上の健康診査、人間ドック等の経費や補助金でございます。受診者の増を見込み計上いたしました。

以上でございます。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

○橋本圭司安全安心課長 同じページの下段になります。2項清掃費、1目清掃総務費でございますが、4億1,760万9,000円を計上させていただきました。前年度比3,137万6,000円の増でございます。

131、132ページをお願いいたします。主な事業につきましては、一般廃棄物処理の一部事務組合等への負担金でございます。増額の主な理由は、新焼却炉建設に伴う太田市外三町広域清掃組合負担金の増によるものでございます。

続きまして、2目じん芥処理費でございますが、5,474万5,000円を計上いたしました。前年度比292万6,000円の増でございます。一般廃棄物収集運搬事業、資源ごみの分別収集の推進のための事業でございます。増額の主な理由は、不法投棄された廃棄物等を収集するための平ボディートラックの買い替えによるものでございます。

続きまして、3目地域し尿処理費でございますが、5,553万4,000円を計上いたしました。前年度比574万6,000円の増でございます。新中野下水処理場及び明野浄化センターの維持管理事業でございます。

133、134ページをお願いいたします。増額の主な理由は、新中野地内の下水管補修工事の増によるものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 森戸商工振興課長。

○森戸栄一商工振興課長 続きまして、その下の欄、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費でございます。前年度と比較しまして150万円減額の671万9,000円を計上させていただきました。減額の主な要因は、勤労者住宅資金の事業廃止によるものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、135、136ページをごらんください。上の枠の中の2番目、2目勤労青少年ホーム費、3目勤労者体育センター費につきましては、平成30年度より10款教育費、5項社会教育費の中での計上となります。

以上です。



○小島幸典議長 小林農業振興課長兼農業委員会事務局長。

○小林 隆農業振興課長兼農業委員会事務局長 続きまして、同ページ、135、136ページ、中段の6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。前年度より57万円増額の2,523万1,000円を計上させていただきました。増額の主な理由につきましては、人件費でございます。

続きまして、137、138ページをお願いいたします。中段の2目農業総務費でございます。前年度より32万1,000円増額の5,651万1,000円を計上させていただきました。増額の主な理由につきましては、人件費でございます。

次に、139、140ページをお願いいたします。3目農業振興費でございます。前年度より569万円減額の2,971万7,000円を計上させていただきました。減額の主な理由につきましては、141、142ページをお願いいたします。142ページ、説明欄上から3つ目の丸印、機構集積協力金交付事業による機構集積協力金の交付単価の引き下げによるものでございます。

次に、同ページ、4目畜産振興費でございます。前年度より5,000円減額の41万8,000円を計上させていただきました。

次に、同ページ、5目農業振興地域整備費でございます。前年度より193万6,000円減額の480万4,000円を計上させていただきました。減額の主な理由につきましては、142ページ、説明欄下から3つ目の丸印、新規就農・経営継承総合支援事業による該当者減によるものでございます。

次に、141ページの6目農地費でございます。前年度より176万円増額の701万8,000円を計上させていただきました。増額の主な理由につきましては、143、144ページをお願いいたします。144ページ、説明欄上から3つ目の丸印、総合農地防災事業による水管理システム維持管理費負担金の増によるものでございます。

次に、同ページ、7目農業構造改善費でございます。前年度より495万2,000円増額の1,928万4,000円を計上させていただきました。増額の主な理由は、144ページ、説明欄下から4つ目の丸印、農畜産物処理加工施設事業の公共下水道接続等工事によるものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 松崎都市建設課長。

○松崎嘉雄都市建設課長 続きまして、8目農業土木費でございますが、前年度比932万円増額の4,827万円を計上させていただきました。主な理由といたしますと、小規模農村整備事業による増額でございます。

144ページの説明欄丸印、小規模農村整備事業といたしまして4,527万円を計上いたしまして、5地区を整備する予定でございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 森戸商工振興課長。

○森戸栄一商工振興課長 続きまして、145ページ、146ページの2つ目の枠でございます。7款商工

費、1項商工費、1目商工総務費でございます。前年度と比較しまして78万7,000円増額の4,484万5,000円で計上させていただきました。増額の主な要因は、職員人件費によるものでございます。

その下の2目商工振興費では、前年度と比較して731万1,000円増額の5,767万2,000円で計上させていただきました。増額の主な要因は、右側の146ページ、説明欄上から4つ目の丸印、商工振興事業の中の2つ目の黒ぼつ、おうら祭り事業でのおうら祭り補助金及び一番下の黒ぼつ、産業振興事業の中の産業振興会補助金の増額で、2つとも町制施行50周年記念事業としてのものでございます。また、その1つ上の黒ぼつ、商工支援事業の中の住宅リフォーム補助金も増額計上でございます。

続きまして、147、148ページをお願いいたします。上から2つ目の枠、3目産業研修会館費につきましては、平成30年度より10款教育費、5項社会教育費にて計上するものでございます。

その下の4目共同福祉施設費では、前年度と比較しまして10万9,000円減額の124万5,000円で計上させていただきました。減額の主な要因は、2年に1度の建築物定期検査がはざまの年に当たることによるものでございます。

続きまして、その下、5目消費生活対策費でございます。前年度と比較して24万2,000円の増額、579万7,000円で計上させていただきました。増額の主な理由は、消費生活啓発事業に係る消耗品の増額によるものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、149、150ページをごらんください。6目観光費でございます。前年度と比較しまして269万6,000円増額の1,305万7,000円で計上させていただきました。増額の主な理由は、右側、150ページの上の丸印、観光事業の中の需用費で、町制施行50周年記念に伴うイルミネーション装飾に係る消耗品費や観光事業PR用のポスター、チラシの印刷代などの増加によるものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 松崎都市建設課長。

○松崎嘉雄都市建設課長 続きまして、151、152ページをごらんください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございますが、前年度に比べまして115万8,000円減額の3,215万1,000円を計上させていただきました。主な理由といたしますと、職員人件費の減額でございます。

次の153、154ページ、2項道路橋りょう費、2目道路維持費でございますが、前年度比761万9,000円の増額、4,388万6,000円を計上させていただきました。道水路の維持補修業務や街路樹の管理委託等でございます。主な理由といたしますと、154ページ、説明欄2つ目の丸印、道路維持補修事業の道路管理委託料の増額によるものでございます。

続きまして、3目道路新設改良費でございますが、前年度比5,350万5,000円減額の1億7,172万4,000円を計上させていただきました。主な理由といたしますと、154ページ、説明欄の5つ目の丸印、道路新設改良事業の町道整備国庫補助事業の減額によるものでございます。

155、156ページをお願いいたします。4目用悪水路費につきましては、前年度と同額の計上いたしました。

同ページ中段、3項河川費、1目河川総務費でございますが、前年度比494万7,000円増額の602万1,000円を計上させていただきました。主な理由といたしますと、156ページ、説明欄3つ目の丸印、河川管理事業の工事請負費によるものでございます。

同ページの下段、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、前年度比220万4,000円減額の2,400万9,000円を計上させていただきました。減額の主な理由といたしますと、都市計画策定事業が完了することによるものでございます。

次のページ、157、158ページ、2目土地区画整理費につきましては、前年度比3,775万3,000円増額の1億6,890万4,000円を計上させていただきました。主な理由といたしますと、160ページの説明の上の欄、土地区画整理事業の移転建物調査費及び補償調査委託料、実施設計業務委託料、また区画整理工事費の増額によるものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

○橋本圭司安全安心課長 同しく159、160ページの中段になります。3目公共下水道費、28節繰出金でございますが、1億6,995万9,000円を計上いたしました。前年度比608万4,000円の増でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 松崎都市建設課長。

○松崎嘉雄都市建設課長 同ページ下段、4目公園費でございます。前年度比1,260万4,000円減額の5,765万5,000円を計上させていただきました。減額の主な理由といたしますと、公園整備工事が完成することによるものでございます。

続きまして、161、162ページ下の欄、5項住宅費、1目住宅管理費でございますが、2,074万9,000円減額の1,415万3,000円を計上いたしました。主な減額の理由といたしますと、狭あい道路整備等推進事業の道路工事が完成したことによるものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

○橋本圭司安全安心課長 163、164ページをお願いいたします。中段になります。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費でございますが、3億7,343万9,000円を計上いたしました。前年度比355万6,000円の増でございます。館林地区消防組合常備消防費の負担金でございます。増額の主な理由は、消防本部、館林消防署庁舎建設工事によるものでございます。

続きまして、2目非常備消防費でございますが、2,762万7,000円を計上いたしました。前年度比98万8,000円の増でございます。邑楽消防団に要する経費の負担金でございます。増額の主な理由

は、備品購入費等の増によるものでございます。

続きまして、3目消防施設費でございますが、4,259万2,000円を計上いたしました。前年度比1,884万7,000円の増でございます。消防施設の維持管理及び消防団ポンプ自動車購入に要する経費等の負担金でございます。増額の主な理由は、第1分団第2班詰所新築設計委託料及び鶉地内の防火水槽設置工事、消火栓の新設及び移設工事負担金、消防施設整備債の元金償還金の増によるものでございます。

続きまして、4目災害対策費でございますが、1,370万5,000円を計上いたしました。安全安心課分の前年度予算額は1,509万8,000円でございますので、前年度比139万3,000円の減でございます。減額の主な理由は、地域防災計画及び防災マップの改訂作業が終了したことと、町防災訓練の開催費用の減によるものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 暫時休憩とします。

〔午後 2時03分 休憩〕

---

○小島幸典議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 2時15分 再開〕

---

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 予算書の165ページ、166ページをお願いいたします。165ページの中段、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費でございます。前年度に比べ4万円減の141万1,000円を計上させていただきました。教育委員会に係る経費でございます。

続きまして、下段、2目事務局費です。事務局費につきましては、前年度に比べ6,000円減の7,886万9,000円を計上させていただきました。主なものは、右側、166ページ、説明欄の白丸、職員人件費として7,734万3,000円、職員及び特別職の人件費でございます。

次に、167ページ、168ページをお願いいたします。167ページ下段の3目学校教育指導費につきましては、3,779万6,000円減の1億2,138万1,000円を計上させていただきました。主な減額の理由は、臨時職員の減に伴うものでございます。主な事業としましては、右側、説明欄2つ目の白丸、学校教育指導事業1,098万2,000円を計上させていただきました。主に教職員の校務の効率化を図るための校務支援システム等賃借料でございます。

次のページ、170ページ、説明欄の1つ目の白丸、英語指導助手設置事業2,143万2,000円は、全小中学校に配置する英語指導助手6名分を計上させていただきました。

2つ目の白丸、教育相談事業997万8,000円につきましては、教育相談員の賃金や適応指導教室指導員の賃金が主なものでございます。

一番下の白丸、臨時補助教員等配置事業6,561万6,000円は、小中学校の臨時職員の賃金が主なものでございます。指導助手のほか、学校図書、支援員、用務員等の賃金等になっております。

次のページ、172ページ、説明欄の1つ目の白丸、要保護・準要保護世帯等就学支援事業1,170万円は、要保護・準要保護世帯の子供の就学に係る費用の援助、高校、大学等に入学するときの準備金と奨学金の貸し付けの事業でございます。

その下の枠、4目教育研究所費につきましては、前年度同額の107万2,000円を計上させていただきました。こちらは、町教職員で組織する教育研究所の諸費用でございます。

同ページ下段、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、前年度に比べ63万8,000円減の8,450万6,000円を計上させていただきました。主な減額の理由は、需用費の減によるものでございます。

172ページ、右側、説明欄をごらんください。一番下の白丸、小学校運営事業につきましては、小学校4校分でございます。4校全体でまとめて4,624万3,000円を計上させていただきました。この事業は、主に学校の校医の報酬、消耗品費、光熱水費、印刷機等の使用料、賃借料、管理用備品や図書の購入費でございます。全体で182ページの一番上までとなっております。

181ページ、182ページをお願いいたします。182ページの説明欄、上のほうの白丸、小学校施設管理事業3,040万7,000円は、小学校4校分の修繕料、清掃等手数料、保守点検委託料などの施設管理費と、小学校に設置したコンピュータ教室の備品リース、教師用パソコン等のリースなどを計上させていただきました。

181ページの中ほど、2目教育振興費につきましては、前年度に比べ37万5,000円増の710万5,000円を計上させていただきました。主な増額の理由は、就学奨励事業の増額でございます。

右側の182ページ、説明欄の白丸、教育振興事業275万1,000円は、小学校4校分の教材用備品の購入費と学校関係の負担金等を計上させていただきました。

次に、ページが飛んで185ページ、186ページをお願いいたします。右側、186ページ、説明欄の上のほうの白丸、就学奨励事業435万4,000円を計上させていただきました。

185ページの中ほど、3目学校建設費につきましては、前年度に比べ406万8,000円増の1,045万2,000円を計上させていただきました。右側説明欄の白丸、小学校施設整備事業でございますが、中野東小学校の受変電設備更新工事に係る費用を計上させていただきました。

次に、同ページ下段の3項中学校費、1目学校管理費につきましては、前年度に比べ803万7,000円減額の3,977万4,000円を計上させていただきました。主な減額の理由は、人件費の減額によるものでございます。

右側の186ページの白丸、中学校運営事業につきましては、中学校2校分2,633万2,000円を計上させていただきました。小学校と同様に中学校の運営事業に係るものでございます。

次に、ページが飛んで、189ページ、190ページをお願いいたします。190ページ、右側の下のほ

うの白丸、中学校施設管理事業は、2校分で1,344万2,000円を計上させていただきました。小学校と同様に保守点検やコンピュータ教材のリース料金等でございます。

次に、ページをめくって、191ページ、192ページをお願いいたします。191ページ下段の2目教育振興費につきましては、前年度に比べ186万円増の966万円を計上させていただきました。主な増額の理由は、就学奨励事業の増額でございます。

右側の192ページ、説明欄の白丸、教育振興事業254万1,000円につきましては、中学校2校分の教材用備品の購入費と学校関係の負担金等を計上させていただきました。

ページをめくっていただきまして、193ページ、194ページをお願いいたします。右側、194ページの上段、白丸、就学奨励事業は2校分の711万9,000円を計上させていただきました。

193ページ中ほどの3目学校建設費につきましては、前年度に比べ3,592万8,000円増の4,564万8,000円を計上させていただきました。右側説明欄の呂栄中学校屋内運動場の床改修工事に係る費用等でございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 久保田子ども支援課長。

○久保田 裕子子ども支援課長 引き続きまして、同ページ下段、4項幼稚園費、1目幼稚園費でございます。前年度比181万1,000円減の1億989万1,000円を計上させていただきました。説明欄1つ目の丸印の職員人件費ですが、前年度比3,222万円減の6,435万2,000円を計上させていただきました。減額につきましては、高島幼稚園職員分がこども園へ移行となったものが主となっております。

次の丸印の幼稚園管理運営事業ですが、前年度比3,031万9,000円増の4,467万4,000円を計上させていただきました。前年度予算では、高島幼稚園、中野幼稚園、長柄幼稚園の3園の管理運営事業が計上となっておりますが、平成30年度から高島幼稚園はおうらこども園となりますので、先ほどご説明申し上げました3款民生費、2項児童福祉費、4目こども園費へ移行となっております、中野幼稚園と長柄幼稚園の2園の管理運営事業が計上となっております。また、平成29年度まで幼稚園の臨時職員の共済費や賃金は、同款の1項教育総務費、3目学校教育指導費の幼稚園臨時補助教員等配置事業に計上されておりましたが、平成30年度はこの幼稚園費へ移行し計上させていただきました関係上、高島幼稚園管理運営事業分が減りましたが、増額を計上させていただきました。

続きまして、飛びますが、200ページをごらんください。上欄の説明欄、丸印の就園奨励事業は86万5,000円を計上させていただきました。こちらは、子ども・子育て新制度に加わらない私立幼稚園が国の基準に基づきまして、保育料の減額を行った場合に、国の補助を受けまして園に補助金を交付するものでございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 半田生涯学習課長。

○半田康幸生涯学習課長 それでは、同じページの下半分になりますが、10款教育費、5項社会教育

費でございます。1目社会教育総務費につきましては、前年度と比較いたしまして3億6,063万2,000円減の5億1,175万8,000円を計上させていただきました。減額の主な理由は、中央公民館建設事業が最終年度となることでの工事請負費の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。202ページ、説明欄一番上の丸、社会教育事業ですが、主に社会教育委員の活動に係る経費51万9,000円でございます。

次の丸印、人権教育事業では、小中学生の人権擁護啓発作品募集に係る経費をはじめといたしまして87万1,000円を計上してございます。

一番下の丸印、中央公民館建設事業は、中央公民館の建設工事費など4億6,758万5,000円を計上いたしました。

次のページになりますけれども、204ページ、説明欄一番上の丸印、文化振興事業でございますが、こちらは前年度まで実施をしておりました中央公民館開館準備事業を引き継ぐものといたしまして、小中学校への指導者の派遣を中心に、芸術文化活動の担い手育成をはじめとしたソフト事業の展開を予定しているものでございます。95万1,000円を計上させていただきました。

次の丸印、社会教育施設建設基金は、基金の利子分を積み立てるものでございます。

その下の岡部蒼風顕彰事業は33万2,000円を計上させていただきました。

次の丸印、文化芸術活動奨励事業は、既にスポーツ関係では定着をしております表彰制度、こちらを文化芸術面でも取り組もうというものでございまして、新規事業でございます。2万8,000円を予定させていただきました。

次の下段、2目青少年育成費につきましては、前年度と比較いたしまして63万8,000円減の191万9,000円を計上させていただきました。減額の主な理由は、平成30年度は青少年育成推進員の任期替えがございませんので、制服等の消耗品費が減額になったためでございます。

次のページ、205、206ページをお願いいたします。3目文化財保護費につきましては、前年度より31万2,000円の減額となります109万6,000円を計上させていただきました。減額の主な内容は、町指定文化財の保存修理に係る補助金額の減少によるものでございます。

同じページの一番下の行になりますが、4目公民館費につきましては、8,371万1,000円を計上させていただきました。前年度と比較いたしまして4,904万3,000円の増となっております。これは、9月1日のオープンまでの間、現在の邑楽町公民館と中央公民館が併存する期間がございまして、その2館分の維持管理経費が必要になること、それから新しい中央公民館では、舞台等の大規模な設備の維持管理経費や、これまで邑楽町公民館にはありませんでしたエレベーター等の維持管理経費が発生すると、そういったこと等によるものでございます。

また、そこから214ページにかけて記載しておりますとおり、平成30年度も公民館の管理運営や青少年育成推進事業、公民館の生涯学習事業及び文化講座事業を行うものでございます。

212ページをごらんいただきたいと思いますが、この一番下の丸印、文化芸術鑑賞事業261万

3,000円を計上させていただいております。また、その次のページ、214ページの一番上の白丸でございますが、中央公民館開館記念事業といたしまして269万円を計上させていただいております。ともに平成30年度の新規事業となっております。

213ページの下段になりますが、5目地区公民館費につきましては、前年度から130万3,000円減の2,025万4,000円を計上させていただきました。減額の主な理由は、臨時職員賃金の減等でございます。具体的な事業といたしましては、この214ページから218ページにかけて記載をさせていただいておりますが、施設の管理運営、少年教育事業、文化教養講座である知識の広場長柄塾など、さまざまな生涯学習事業を引き続き行うというものでございます。

続きまして、217、218ページをお願いいたします。6目図書館費につきましては、前年度と比較して1,789万4,000円増となります9,014万7,000円を計上させていただきました。この増額の主な内容は、配水管の改修工事、照明器具更新工事等の工事請負費でございます。引き続き図書館の管理運営や図書館活動推進事業等を推進しながら、資料整理事業では蔵書等の充実に努めていきたいと考えております。

次に、221、222ページをお願いいたします。7目勤労青少年ホーム費につきましては、前年度から744万8,000円減となります2,632万6,000円を計上いたしました。減額の主な理由は、平成29年度に実施をいたしましたホール空調更新工事及び受変電設備更新工事の完了によるものでございます。以降、226ページまで勤労青少年ホームのさまざまな青年相談の充実や家庭教育事業等を実施するものでございます。

226ページ一番上の丸印、陶芸窯建屋建設工事でございますが、こちらは新年度、平成30年度に取り組む事業といたしまして、現在の陶芸窯を屋外に移設をするという工事でございます、401万9,000円を計上させていただいているところでございます。

次に、この下段になりますが、6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、前年度から72万3,000円増額となります628万9,000円を計上いたしました。増額の主な理由は、町制施行50周年を記念いたしまして、町民体育祭やスポーツ推進大会に著名なスポーツ関係者をお招きするための経費でございます。平成30年度につきましても、説明欄に記載のとおり、スポーツ推進事業、町民体育祭やニュースポーツ祭事業、スポーツ推進助成事業等を行ってまいります。

次の228ページ中段、2目体育施設費ですが、前年度から11万3,000円減の234万5,000円を計上いたしました。青少年広場やテニスコート、緑ヶ岡公園の管理運営を継続して行っていくものでございます。

同じページの下段、3目町民体育館費につきましては、前年度と比較いたしまして144万6,000円増の3,257万5,000円を計上させていただきました。増額の主な理由は、町民体育館トイレの改修、それから町制施行50周年を記念した講演会の開催経費等でございます。以下、232ページまでになりますけれども、町民体育館の適切な維持管理に努めるとともに、各種スポーツ教室等を開催して



いくものでございます。

続きまして、231、232ページをお願いいたします。上段の4目武道館費につきましては、前年度比4万8,000円増の63万6,000円を計上させていただきました。

次の段、5目スポーツ・レクリエーション広場費につきましては、前年度より54万1,000円減の225万3,000円となりました。減額の主な理由は、電気料及び人工芝管理委託料の減でございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 続きまして、ページをめくって233ページ、234ページをお願いいたします。

233ページの一番上、6目給食センター費につきましては、前年度に比べ168万3,000円増額の1億2,334万円を計上させていただきました。右側、説明欄の白丸、学校給食事業特別会計繰出金は職員給与等繰出金とその他事業費繰出金を含め、学校給食事業特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 関口総務課長。

○関口春彦総務課長 続きまして、同ページ、中ほどの枠、12款公債費、1項公債費、1目元金では、前年度に比べ741万7,000円減額の7億1,019万6,000円を計上いたしました。

2目利子では、829万2,000円減額の4,446万8,000円を計上いたしました。

一般会計の補足説明は以上でございます。

○小島幸典議長 阿部住民課長。

○阿部昌弘住民課長 続きまして、平成30年度邑楽町国民健康保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書243ページの後の水色の用紙です。その次のページからでございます。邑楽町国民健康保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億7,935万6,000円を計上させていただきました。前年度と比較いたしまして3億2,993万8,000円の減額でございます。詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

11、12ページをお願いいたします。初めに、歳入でございます。1款1項国民健康保険税につきましては、1目、2目合わせて7億2,662万7,000円を計上させていただきました。前年度に比べ5,057万6,000円の減額を見込むものでございます。

続きまして、13、14ページをお願いいたします。3款国庫支出金から4款療養給付費交付金までにつきましては、平成30年度から国民健康保険制度の改正により、県が国民健康保険の財政運営の主体となることから、これまで町へ支出されていた国庫補助金、国庫負担金、療養給付費交付金が直接県へ交付されることから、存目及び廃項・廃目となるものです。

続きまして、15、16ページをお願いいたします。次の5款県支出金、1項県負担金、補助金、1

目保険給付費等交付金につきましては、新設でございます。平成30年度からの国民健康保険制度の改正により、町が必要とする医療費給付費を県が推計し、県から交付されるものです。県の暫定見込み額によりまして22億8,878万6,000円を計上するものです。

次の2項財政安定化基金支出金につきましては、新設でございます。災害等のやむを得ない事由が発生した場合に支出する交付金です。

次の5款県支出金の県負担金及び県補助金につきましては、平成30年度からの制度の改正により、県自体が財政運営を担うことから、廃項となります。

次、17、18ページをお願いいたします。続きまして、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、前年度と比べ88万9,000円減額の2億280万9,000円を計上させていただきました。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金につきましては、本年度2,774万6,000円を計上させていただきました。

続いて、19、20ページをお願いいたします。3段目の8款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金につきましては、前年度に比べ2,000万円増額の3,000万円を計上させていただきました。

次の9款諸収入、2項預金利子、3項受託事業収入につきましては、昨年度とほぼ同額を計上させていただきました。

21、22ページをお願いいたします。次の9款諸収入、4項雑入、10款町債につきましては、昨年度とほぼ同額を計上させていただきました。

23、24ページをお願いいたします。前期高齢者交付金、共同事業交付金につきましては、平成30年度から制度の改正により、県が国民健康保険の財政運営の主体となることから、これまで国民健康保険団体連合会及び社会保険支払基金から町へ支払いをされていたものが、直接県へ交付されることから、廃款となるものです。

次、25、26ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費につきましては、前年度に比べ、1目と2目の合計で97万4,000円増額の4,402万円を計上させていただきました。主な増額は、保険事業等のパンフレット印刷製本費の増でございます。

下段の2項徴税费につきましては、前年度に比べ1目と2目合計で前年度とほぼ同額の417万6,000円を計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。上から3項運営協議会費につきましては、前年度に比べほぼ同額の24万1,000円を計上させていただきました。

中段の2款保険給付費につきましては、1項療養諸費から2項高額療養費、次の29、30ページの3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費まで合わせて22億8,103万6,000円を計上させていただきました。前年度と比べ、実績により8,885万5,000円の増額を見込んでございます。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、新設でございます。平成30年度からの制度改正

により、保険給付費に充てるための事業費を県に納めるための予算となります。

1 項療養給付費分につきましては、医療費に関する費用を納付するもので、次のページ上段の計です。5 億9,929万2,000円を計上させていただきました。

その下、2 項後期高齢者支援金等分につきましては、2 億2,980万8,000円を計上させていただきました。

続きまして、3 項介護納付金につきましては、6,644万4,000円を計上させていただきました。

4 款 1 項 1 目財政安定化基金繰出金につきましては、新設です。今後、財政安定化基金から貸し付けを受けた場合、その返済のための項目となり、新設し存目とするものです。

5 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費につきましては、前年度と比べ219万8,000円増額の639万4,000円を計上させていただきました。主な増額は、人間ドック助成対象者の増を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。5 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費につきましては、前年度に比べ630万7,000円増額の3,397万9,000円を計上させていただきました。主な増額は、特定健診後の保健指導業務でございます。

6 款基金積立金から7 款公債費、次のページをお願いいたします。上段から2 丁目までの公債費につきましては、前年度とほぼ同額を計上し、存目とするものでございます。

その下、8 款 1 項償還金及び還付加算金につきましては、前年度に比べ、実績により176万7,000円の増額、395万8,000円を計上させていただきました。

次の2 項延滞金から次のページ、9 款予備費につきましては、前年度とほぼ同額を計上させていただきました。

その下、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金につきましては、平成30年度からの制度の改正により、さきに説明させていただきました新設された3 款国民健康保険事業費納付金に入れ替わることにより、廃款となるものです。

以上で国民健康保険特別会計予算の補足説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、平成30年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

先ほどの国民健康保険特別会計の後の水色の用紙の次からでございます。後期高齢者医療特別会計予算書1 ページをお願いいたします。第1 条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2 億8,236万5,000円を計上させていただきました。前年度と比較して4,791万7,000円の増額でございます。内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 款 1 項後期高齢者医療保険料の1 目は、後期高齢者医療に係る保険料のうち年金等から引かれる特別徴収保険料でございます。

2 目は、納入通知書または口座振替による普通徴収分で、1 目、2 目を合わせて2 億1,377万

5,000円を見込むものでございます。前年度に比べ4,153万7,000円の増額でございます。

続きまして、2款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、1目と2目を合わせて、前年度と比べ616万4,000円増額の6,818万9,000円を予定させていただきました。1目は、後期高齢者医療制度の運営に必要となる事務経費及び広域連合負担金です。2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を補うため、必要となる町負担分を一般会計から繰り入れをするものでございます。

次の3款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料、2項償還金及び還付加算金、次のページへお願いいたします。3項預金利子、4項雑入、続いて4款繰越金は、存目とし前年度と同額を計上させていただきました。

次の5款国庫支出金につきましては、システム改修費用として21万6,000円を予定するものでございます。

続きまして、11、12ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費につきましては、一般経費を、次の2項徴収費につきましては、後期高齢者に係る保険料の管理に係る事務経費を計上させていただきました。1項、2項の合計で73万6,000円増額の197万8,000円を予定させていただきました。主な増額は、システムの改修費用となります。

3段目の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合の運営経費及び町が徴収した保険料の徴収金と保険料軽減分の繰入金を合わせた2億7,920万5,000円を計上させていただきました。群馬県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

続きまして、13、14ページをお願いいたします。3款諸支出金につきましては、存目です。

2段目の4款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

○橋本恵子健康福祉課長 続きまして、平成30年度呂楽町介護保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

後期高齢に続きまして、水色の紙をめくっていただきますと、呂楽町介護保険特別会計予算があります。1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,777万円と予定させていただきたいというものであります。前年度と比較しまして1,322万3,000円の増額でございます。内容につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。

予算書の9ページ、10ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料については、65歳以上の方が負担する介護保険料となりますが、特別徴収分、普通徴収分等を合わせて5億2,595万1,000円見込ませていただきました。前年度比1,958万

4,000円の増を見込んでおります。

その下、2款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、介護保険法で定められた介護給付費に対する国の負担金でございますが、前年度比208万1,000円増額の3億2,651万3,000円を計上させていただきます。

同じく2款2項国庫補助金につきましては、国の負担割合で交付される1目調整交付金、2目地域支援事業交付金の総合事業分と3目総合事業以外分の3目を合計いたしまして、前年度と比べまして111万5,000円減額の3,148万6,000円を計上させていただきます。こちらの減額につきましては、調整交付金の率が下がっているためでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。上段の3款1項支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料を社会保険診療報酬支払基金が取りまとめ、保険者である市町村に介護給付費分、その他地域支援事業分として交付するものでございますが、1目介護給付費負担金と2目地域支援事業支援交付金合わせまして、前年度と比べて1,142万1,000円減額の4億9,994万4,000円を予定させていただきました。こちらに関しましては、第2号被保険者の負担割合が28%から27%に下がったことによるものです。

4款県支出金、1項県負担金については、前年度比22万6,000円増額の2億5,192万7,000円を予定させていただきます。介護保険法で定められた介護給付費に対する県の負担金でございます。

4款2項財政安定化基金支出金につきましては、存目となります。

同じく4款3項県補助金では、1目、2目合わせまして、前年度と比べまして250万4,000円の増額、1,439万1,000円を計上させていただきました。地域支援事業に対する県の補助金となります。

それから、最下段でございますが、5款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、介護保険法で定められた介護給付費、次のページになりますが、地域支援事業に係る町負担分、それから低所得者保険料軽減繰入金、そして職員人件費、事務費等を合わせまして、前年度と比べまして136万4,000円増額の2億9,754万円を予定させていただきました。

その他、5款2項、6款、7款1項、次のページ、7款2項につきましては、存目となっております。

3項雑入、3目雑入では、前年度同様、コピー料を計上させていただきました。

17ページ、18ページをお願いいたします。歳出になります。1款総務費につきましては、1項総務管理費から、19ページ、20ページ下段の5項運営協議会費までとなっております。1項総務管理費では、職員人件費、一般経費のほか介護認定事業に係る経費4,883万円を、2項徴収費では、賦課徴収経費を361万3,000円、19ページになりますが、3項介護認定審査会費では、館林市と邑楽郡内5町で共同設置しております審査会への負担金を504万4,000円、そしてそのほか4項趣旨普及費、5項運営協議会費を含め、1款の合計で5,804万5,000円を予定させていただきます。

21ページ、22ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、要介護の認定を受けた方が介護サービスを利用したときの給付費としまして、ここは10目とも前年度同様の16億2,418万4,000円を予定させていただいております。

次に、2項介護予防サービス等諸費につきましては、23ページ、24ページ中段までになりますが、要支援の認定を受けた方のサービス給付費として8目あります。前年度比810万円増額の4,604万3,000円を計上させていただきました。要支援認定者の増加が見込まれるためでございます。

3項その他諸費につきましては、審査支払手数料として前年度と同額の150万円を計上しております。

4項高額介護サービス等費につきましても、前年度と同額の3,286万円を計上させていただきました。

25ページ、26ページをお願いいたします。5項高額医療合算介護サービス等費につきましても、前年度と同額の500万1,000円、6項特定入所者介護サービス等費につきましても、7,123万6,000円を計上させていただいております。実績を考慮したものでございます。

2款の保険給付費全体につきましては、前年度と比較しますと810万円増額の17億8,082万4,000円を計上しております。歳出総額に占める割合としますと約91.4%となっております。

続きまして、3款、4款につきましては、存目になります。

27ページ、28ページをお願いいたします。5款地域支援事業費でございます。1項介護予防・生活支援サービス事業費で、1日から4日合わせまして6,947万4,000円を計上させていただいております。1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2と判定された方や運動、栄養、口腔など生活機能の低下が見られる方への訪問、通所サービスでございます。

また、2目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、地域包括支援センターが要支援者に対するアセスメントを行い、その置かれた環境や状態に応じて本人が自立した生活を送れるようにケアプランを作成するものでございます。

2項一般介護予防事業費につきましては、65歳以上の高齢者全般に対しまして、介護予防に取り組むきっかけを提供するものでございますが、235万7,000円を計上させていただいております。

次のページをごらんください。3項包括的支援事業・任意事業費で、こちらにつきましては、114万6,000円増額の2,774万9,000円を計上させていただいております。包括支援センターの運営に係る費用となっております。

次の31ページ、32ページをお願いいたします。6款諸支出金では、前年度と同額の50万2,000円を計上させていただきました。

7款予備費につきましては、不測の事態に迅速に対応するための費用として881万7,000円を予定させていただいております。

以上でございます。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

○橋本圭司安全安心課長 平成30年度邑楽町下水道事業特別会計予算の補足説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,153万3,000円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、9、10ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道負担金を168万円計上いたしました。前年度比142万円の減でございます。公共下水道受益者負担金で現年度分と滞納繰り越し分でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料を6,720万8,000円計上いたしました。前年度比8万8,000円の増でございます。公共下水道使用料で現年分と滞納繰り越し分でございます。

2項手数料、1目下水道手数料を1万5,000円計上いたしました。前年度比7,000円の減でございます。指定工事店指定証交付手数料等でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金を1,737万円を計上いたしました。前年度比1,637万円の増でございます。社会資本整備総合交付金でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目下水道県費補助金を70万円計上いたしました。前年度比70万円の皆増でございます。

続いて、11、12ページをお願いいたします。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を1億6,995万9,000円計上いたしました。前年度比608万4,000円の増でございます。

6款1項1目繰越金を10万円計上いたしました。前年度と同額でございます。

7款諸収入、1項1目雑入を存目計上いたしました。前年度と同額でございます。

8款1項町債、1目下水道債を2,450万円計上いたしました。前年度比1,470万円の増でございます。公共下水道整備事業債及び東毛流域下水道西邑楽処理区建設事業債でございます。

続いて、歳出でございます。13、14ページをお願いいたします。1款下水道費、1項公共下水道費、1目下水道総務費を14ページ説明欄のとおり、一般経費、公共下水道事業、16ページの説明欄、流域下水道事業の各節の合計で1億3,799万6,000円を計上いたしました。前年度比3,731万3,000円の増でございます。増額の主な理由は、管渠整備事業及び維持管理事業の管渠関係費用の増によるものでございます。

15、16ページをお願いいたします。2款公債費、1項公債費、1目元金を1億999万2,000円計上いたしました。前年度比209万9,000円の増でございます。下水道整備事業債の元金部分でございます。

2目利子を3,344万5,000円計上いたしました。前年度比289万7,000円の減でございます。下水道整備事業債の利子分でございます。

3款1項1目予備費を10万円計上いたしました。前年度と同額でございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

○中繁正浩学校教育課長 平成30年度邑楽町学校給食事業特別会計予算の補足説明を申し上げます。

ただいまの下水道事業の次の水色の用紙の次になります。まず、1ページをお願いいたします。中段の第1条でございます。歳入歳出の総額はそれぞれ2億3,778万2,000円を計上させていただきました。こちらは、前年度と比べ320万円の減額でございます。内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳入から説明させていただきます。8ページですが、1款学校給食事業収入、1項事業収入、1目事業収入につきましては、小学校・中学校給食費、幼稚園給食費等の収入として1億1,441万円を計上いたしました。前年度と比べ488万3,000円の減額でございます。減額の理由としましては、児童生徒数の見込み数の減ということになります。

次に、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、1億2,334万円を計上いたしました。前年度に比べ168万3,000円の増でございます。主な理由は、職員給与等の増によるものでございます。

3款1項1目繰越金につきましては、存目の1,000円を計上いたしました。

4款諸収入、1項1目雑入につきましては、3万1,000円を計上いたしました。前年度と同額でございます。

続いて、歳出でございます。ページをめくって10ページ、11ページをお願いいたします。1款学校給食センター費、1項学校給食センター費、1目一般管理費につきましては、2,066万9,000円を計上いたしました。前年度と比べ152万9,000円の増でございます。

右側、説明欄一番上の白丸、職員人件費は、前年度より155万3,000円増の1,579万8,000円を計上いたしました。2つ目の白丸、学校給食センター管理運営事業につきましては、487万1,000円を計上いたしました。主な内容は、施設関係の保守点検委託料等でございます。

次に、10ページ下段の2目学校給食費につきましては、前年度に比べ462万8,000円減の2億517万3,000円を計上いたしました。減額の主な理由は、需用費の減でございます。

右側、説明欄一番下の白丸、学校給食事業につきましては、13ページまでとなっております。臨時職員賃金、光熱水費、賄材料費、給食搬送業務委託料などがございます。

続いて、ページをめくって、14ページ、15ページをお願いいたします。14ページ上段は、2款1項公債費でございます。1目元金、2目利子を合わせて1,134万円を計上させていただきました。給食センターの建設に伴うものでございます。

3款予備費につきましては、60万円を計上させていただきました。前年度と同額でございます。

以上でございます。

○小島幸典議長 これをもちまして、平成30年度予算に関する提案説明並びに補足説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております平成30年度各会計の予算については、後日それぞれ



れ常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うこととします。

あす7日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

---

◎延会の宣告

○小島幸典議長 本日はこれで延会します。

お疲れさまでした。

〔午後 3時11分 延会〕